

5第13号陳情 「改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を求める意見書」
を政府に送付することを求める陳情

受 理 年 月 日 令和5年8月30日

陳 情 者 東京都武蔵村山市中央3-7-1
東京土建一般労働組合村山大和支部
執行委員長 宮澤 良明

付託する委員会 総務委員会

日頃より貴自治体におかれましては、東京土建の諸運動へ御理解と御協力をいただいていることにつきまして厚くお礼を申し上げます。さて、6月2日に改正マイナンバー法が成立し、2024年秋には健康保険証を廃止して「マイナ保険証」に一本化するとしています。

私どもの組合員の実情を踏まえた上、東京土建一般労働組合村山大和支部の総意として、下記の趣旨により東大和市議会に陳情をさせていただきます。

陳情趣旨

改正マイナンバー法を見直し、健康保険証の存続を求める意見書を採択し、政府に送付してほしい。

陳情理由

改正マイナンバー法により、健康保険証が廃止され「マイナ保険証」に一本化されることにより、オンライン資格確認システム導入の義務化、現行の健康保険証の廃止は、取得が任意であるはずのマイナンバーカードを事実上義務化させることになり、現行法上も大きな問題があります。我が国の医療保険制度は、「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」必要なときに日本国内でひとしく医療を受けられるものであり、障害のある方、寝たきりの方や認知症の方など、いわゆる弱い立場の方々にとってはマイナンバーカードを取得や更新手続等が非常に困難であります。弱い立場の方が医療機関で暗証番号によるマイナンバーの承認ができない、資格確認書を申請できなければ、公的医療にかかれずに被保険者の命と健康が危険にさらされることになるばかりでなく、医療機関の窓口対応では大きな混乱が生じることが予測されます。

現在、マイナンバーにまつわるトラブルが多発し、いまだに安心かつ安定的な運用

がされていません。さらに、最新のJNNの世論調査では、マイナンバーの活用に不安を感じている人が70%を超えており、拙速に事を運ぶのではなく、まずは立ち止まって、制度について見直すべきであります。現行の健康保険証は原則交付とし、マイナンバーカードを保険証として使うかどうかは個々の国民の任意とするべきであります。